

第 4 条 疲労破壊輪数は、舗装計画交通量に応じ、次の表の疲労破壊輪数の欄に掲げる10年当たりの回数以上とする。

舗 装 計 画 交 通 量	疲 労 破 壊 輪 数
3,000台以上	35,000,000 回
1,000台以上3,000台未満	7,000,000
250台以上1,000台未満	1,000,000
100台以上250台未満	150,000
100台未満	30,000

2 前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第 1 項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

（塑性変形輪数）

第 5 条 塑性変形輪数は、道路の区分および舗装計画交通量に応じ、次の表の塑性変形輪数の欄に掲げる回数以上とする。

区 分	舗 装 計 画 交 通 量	塑 性 変 形 輪 数
第 1 種、第 2 種、第 3 種第 1 級および第 2 級ならびに第 4 種第 1 級	3,000台以上	3,000 回
	3,000台未満	1,500
その他		500

2 前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さおよび材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さおよび材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第 1 項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

（平たん性）

第 6 条 平たん性は、2.4ミリメートル以下とする。

2 前項の平たん性の測定は、実地に行うものとする。

（浸透水量）

第 7 条 浸透水量は、道路の区分に応じ、次の表の浸透水量の欄に掲げる水量以上とするものとする。

区 分	浸 透 水 量
第 1 種、第 2 種、第 3 種第 1 級および第 2 級ならびに第 4 種第 1 級	1,000 ミリリットル
その他	300

2 前項の浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

（橋、高架の道路等）

第 8 条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）の構造は、当該橋等の構造形式および交通の状況ならびに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重およびこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第71号

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年滋賀県条例第69号。

以下「条例」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例および道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年^{総理建設}府令第 3 号）において使用する用語の例による。

（案内標識の細目）

第 3 条 案内標識の標示板の寸法の細目は、次の表に定めるとおりとする。

種 類	番 号	細 目
入 口 の 方 向	103 - A	道路名称等を表示する部分の縦の長さは、60センチメートルとする。
	103 - B	道路名称等を表示する部分の縦の長さは、50センチメートルとする。
入 口 の 予 告	104	道路名称等を表示する部分の縦の長さは、60センチメートルとし、単位を表示する文字の大きさは、14センチメートルとする。
方 面 お よ び 距 離	106 - B	出口の番号を表示する部分の縦の長さは、55センチメートルとする。
出 口 の 予 告	109	出口の番号を表示する部分の縦の長さは、70センチメートルとし、距離を表示する文字の大きさは、40センチメートルとする。
方 面 お よ び 出 口 の 予 告	110 - A	方面を表示する部分の縦の長さは、170センチメートルとし、出口および距離を表示する部分の縦の長さは、90センチメートルとし、出口の番号を表示する部分の横の長さは、135センチメートルとし、路線番号を表示する記号の大きさは、縦50センチメートルとし、出口の番号を表示する文字の大きさは、50センチメートルとする。
	110 - B	出口の番号を表示する文字の大きさは、25センチメートルとする。
方 面、車 線 お よ び 出 口 の 予 告	111 - A	方面を表示する部分の縦の長さは、125センチメートルとし、出口および距離を表示する部分の縦の長さは、110センチメートルとし、出口の番号を表示する部分の横の長さは、120センチメートルとし、出口の番号を表示する文字の大きさは、50センチメートルとする。
	111 - B	出口の番号を表示する文字の大きさは、25センチメートルとする。
方 面 お よ び 出 口	112 - A	方面を表示する部分の縦の長さは、170センチメートルとし、出口を表示する部分の縦の長さは、90センチメートルとし、出口の番号を表示する部分の横の長さは、135センチメートルとし、路線番号を表示する記号の大きさは、縦50センチメートルとし、出口の番号を表示する文字の大きさは、50センチメートルとする。
	112 - B	出口の番号を表示する文字の大きさは、25センチメートルとする。
出 口	113 - A	出口を表示する部分の縦の長さは、120センチメートルとし、出口の名称を表示する部分の縦の長さは、65センチメートルとし、出口の番号を表示する部分の横の長さは、90センチメートルとし、出口の番号を表示する文字の大きさは、30センチメートルとする。
		出口を表示する部分の縦の長さは、220センチメートルと

	113 - B	し、出口の名称を表示する部分の縦の長さは、65センチメートルとし、出口の番号を表示する部分の横の長さは、50センチメートルとし、出口の番号を表示する文字の大きさは、38センチメートルとする。
サービス・エリアの予告	116 - A	サービス・エリアまでの距離を表示する部分の横の長さは、135センチメートルとする。
	116 - B	サービス・エリアまでの距離を表示する部分の横の長さは、90センチメートルとする。
サービス・エリア	116の2 - A	サービス・エリアの方向を表示する部分の横の長さは、135センチメートルとする。
	116の2 - B	サービス・エリアの方向を表示する部分の横の長さは、90センチメートルとする。
待 避 所	116 の 3	記号と標示板の左端との間隔は、14センチメートルとし、記号の待避所を表示する部分の横の長さは、13センチメートルとし、本線を表示する部分の横の長さは、16センチメートルとする。
非 常 駐 車 帯	116 の 4	記号と標示板の左端との間隔は、13.5センチメートルとし、記号の非常駐車帯を表示する部分の横の長さは、10.5センチメートルとし、本線を表示する部分の横の長さは、21センチメートルとする。
登 坂 車 線	117の2 - A	記号の車線を表示する部分の線の太さは、8センチメートルとし、矢印の横の長さは、20センチメートルとする。
	117の2 - B	記号の車線を表示する部分の線の太さは、10センチメートルとし、矢印の横の長さは、30センチメートルとする。
都 道 府 県 道 番 号	118の2 - A	標示板の上端と県道の文字を表示する部分との間隔は、2.65センチメートルとし、路線番号を表示する部分と県道の文字を表示する部分および県名を表示する部分との間隔は、それぞれ3センチメートルとし、標示板の下端と県名を表示する部分との間隔は、3.65センチメートルとする。
総重量限度緩和指定道路	118の3 - A	記号と標示板の上端および下端との間隔は、それぞれ10センチメートルとし、文字の部分の大きさは、14センチメートル(単位を表示する文字の部分にあっては、10センチメートル)とし、上段の文字と記号の上端との間隔は、3.5センチメートルとし、上段の文字と下段の文字との間隔は、2.25センチメートルとし、下段の文字と記号の下部との間隔は、2.5センチメートルとする。
	118の3 - B	矢形の線の太さは、12センチメートルとし、記号と標示板の上端および下端との間隔は、それぞれ10センチメートル、標示板の右端との間隔は、12.5センチメートルとし、文字の部分の大きさは、14センチメートル(単位を表示する文字の部分にあっては、10センチメートル)とし、上段の文字と上端との間隔は、3.5センチメートルとし、上段の文字と下段の文字との間隔は、2.25センチメートルとし、下段の文字と記号の下部との間隔は、2.5センチメートルとする。

高 さ 限 度 緩 和 指 定 道 路	118の 4 - A	記号と標示板の上端および下端との間隔は、それぞれ 6 センチメートルとし、文字の部分の大きさは、14センチメートル（小数点第 1 位の数字にあつては10.5センチメートル、単位を表示する文字にあつては6.8センチメートル）とし、上段の文字と記号の上端との間隔は、2.7センチメートルとし、上段の文字と下段の文字との間隔は、8.6センチメートルとし、下段の文字と記号の下部との間隔は、1.2センチメートルとする。
	118の 4 - B	矢形の線の太さは、12センチメートルとし、記号と標示板の上端および下端との間隔は、それぞれ 6 センチメートル、標示板の右端との間隔は、10センチメートルとし、文字の部分の大きさは、14センチメートル（小数点第 1 位の数字にあつては10.5センチメートル、単位を表示する文字にあつては6.8センチメートル）とし、上段の文字と記号の上端との間隔は、2.7センチメートルとし、上段の文字と下段の文字との間隔は、8.6センチメートルとし、下段の文字と記号の下部との間隔は、1.2センチメートルとする。
	118の 4 - C	記号と標示板の上端および下端との間隔は、それぞれ 6 センチメートルとし、文字の部分の大きさは、14センチメートル（小数点第 1 位の数字にあつては10.5センチメートル、単位を表示する文字にあつては6.8センチメートル）とし、上段の文字と記号の上端との間隔は、2.7センチメートルとし、上段の文字と下段の文字との間隔は、8.6センチメートルとし、下段の文字と記号の下部との間隔は、1.2センチメートルとする。
	118の 4 - D	矢形の線の太さは、12センチメートルとし、記号と標示板の上端および下端との間隔は、それぞれ 6 センチメートル、標示板の右端との間隔は、10センチメートルとし、文字の部分の大きさは、14センチメートル（小数点第 1 位の数字にあつては10.5センチメートル、単位を表示する文字にあつては6.8センチメートル）とし、上段の文字と記号の上端との間隔は、2.7センチメートルとし、上段の文字と下段の文字との間隔は、8.6センチメートルとし、下段の文字と記号の下部との間隔は、1.2センチメートルとする。
道 路 の 通 称 名	119 - A	標示板の車両の進行方向の端部と道路の通称名を表示する部分との間隔は、 8 センチメートルとする。
	119 - B	標示板の両端と道路の通称名を表示する部分との間隔は、それぞれ 8 センチメートルとする。
	119 - C	標示板の両端と道路の通称名を表示する部分との間隔は、それぞれ 8 センチメートルとする。

（警戒標識の細目）

第 4 条 警戒標識の標示板の細目は、次の表に定めるとおりとする。

種 類	番 号	細 目
路 面 凹 凸 あ り	209 の 3	記号の凹部の高さは、 6 センチメートル、凸部の高さは、10センチメートルとする。

（補助標識の細目）

第 5 条 補助標識の標示板の大きさは、縦10センチメートル以上、横40センチメートル以上60センチメートル以下とする。

(記号の大きさ)

第 6 条 市町村、都府県、方面、方向および距離、方面および距離、方面および車線、方面および方向の予告、方面および方向、方面、方向および道路の通称名の予告、方面、方向および道路の通称名、方面および出口の予告、方面、車線および出口の予告、方面および出口および著名地点を表示する案内標識に、市町村章、都府県章および公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合における当該記号の大きさは、それぞれ日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

2 都市高速道路等に設置する方面および方向を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合における当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下とし、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第72号

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則（昭和36年滋賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(低炭素建築物の認定等に係る評価書面)

第 8 条 条例別表第68注 1 に規定する規則で定める評価書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第 1 項の規定に基づく認定または同法第55条第 1 項の規定に基づく変更の認定の申請に係る住戸または建築物の全部について、その性能を適正と評価した書面とする。

(1) 条例別表第68(2)の項アまたはイ(ア)に掲げる場合 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第 1 項に規定する登録建築物調査機関（以下この条において「登録建築物調査機関」という。）または住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この条において「登録住宅性能評価機関」という。）

(2) 条例別表第68(2)の項イ(イ)または(ウ)に掲げる場合 登録建築物調査機関または建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第 1 項に規定する指定確認検査機関（併せて登録住宅性能評価機関の業務を行う者である者に限る。）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県立軽費老人ホームの設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第73号

滋賀県立軽費老人ホームの設置および管理に関する条例施行規則を廃止する規則

滋賀県立軽費老人ホームの設置および管理に関する条例施行規則（昭和49年滋賀県規則第43号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。